

委員会提出議案第2号

地方自治法第180条の規定により市長が専決処分することができる事項の一部
改正について

議決 別記のとおり

令和6年3月13日提出

提出者 入間市議会議会運営委員会
委員長 宮岡 治郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

地方自治法第180条の規定により市長が専決処分することができる事項の一部
改正について

地方自治法第180条の規定により市長が専決処分することができる事項（昭和47年議
決第116号）の一部を次のように改正する。

第4項中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この議決は、令和6年4月1日から施行する。

地方自治法第180条の規定により市長が専決処分することができる事項新旧対照表

改正案	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、次の事項は市長において専決処分することができるものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 1件100,000円以下の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の2の8第8項の同意に関すること。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、次の事項は市長において専決処分することができるものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 1件100,000円以下の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の2の2第8項の同意に関すること。</p>